

第7次雄武町障がい者計画

第7次障がい者基本計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

【ダイジェスト版】



はじめまして。雄武町
公認キャラクター「い
くらすじ子」です。わ
たしと一緒に、誰もが
暮らしやすいまちづく
りを進めましょう

令和3年3月
雄武町

障がい者計画とは

この計画は、「第7次障がい者基本計画」、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障がい者基本計画」は、障がい者に関する町政全般にわたる計画で、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、福祉サービスの円滑な提供のため、必要見込み量と提供体制の確保策を定めたものです。

これらにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

計画期間

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
第6次障がい者基本計画						
第7次障がい者基本計画	-----			改定	----->	
第5期障がい福祉計画						
第6期障がい福祉計画	-----			改定	----->	
第1期障がい児福祉計画						
第2期障がい児福祉計画	-----			改定	----->	

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

障がい者数の状況

令和元年度末の障がい者数の状況をみると、身体障がい者手帳保持者数は254人、療育手帳保持者（知的障がい者）は49人、精神障害者保健福祉手帳所持者で19人となっています。

障がい者手帳保持者数の推移

（単位：人）

	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
平成18年度	5	277	282	8	34	42	13
平成25年度	1	264	265	6	49	55	14
平成28年度	0	246	246	7	43	50	13
令和元年度	1	253	254	10	39	49	19

※各年度末。

障がい者の生活課題

本計画の策定にあたり、令和2年8月に、障がい者団体にヒアリング調査を実施しました。主な意見は、以下のとおりです。

(1) コロナ禍で本来の活動ができていない

◇コロナ禍で団体の定例の活動に影響が出ている。自治会や老人クラブなど、地域の集まりも開催できない状況となっている。

◇おうむ産業観光まつりも中止になり、その出店が活動の大きな目標だったので残念。

(2) 障がい者福祉の啓発活動や会員を増やす取り組みを進めたい

◇ボランティア活動は地域交流のスタートでもある。ボランティア活動をアピールして、幅広くボランティア活動を行える雰囲気町全体にあれば良いと思う。

◇会員を増やす取り組みを進めたい。

(3) 地域資源を積極的に利用していきたい

◇活動拠点に適した施設がほしい。図書館はバリアフリー化されているので、積極的に利用していきたい。

◇映画上映や観劇の機会を増やしていければ良いと思う。

(4) 福祉作業所が町内にあればよい

◇短時間なら働けそうな人もおり、やりたいことを実現できる場があればと思う。賃金をもらえる作業所があれば、本人の自信につながると思う。本人の希望や能力と、客観的に見てその人に向いていそうな職業との間にギャップがある。

◇子どもの進路に悩んでいる人も多い。福祉事業所などの地元での就労の場はあればいい。

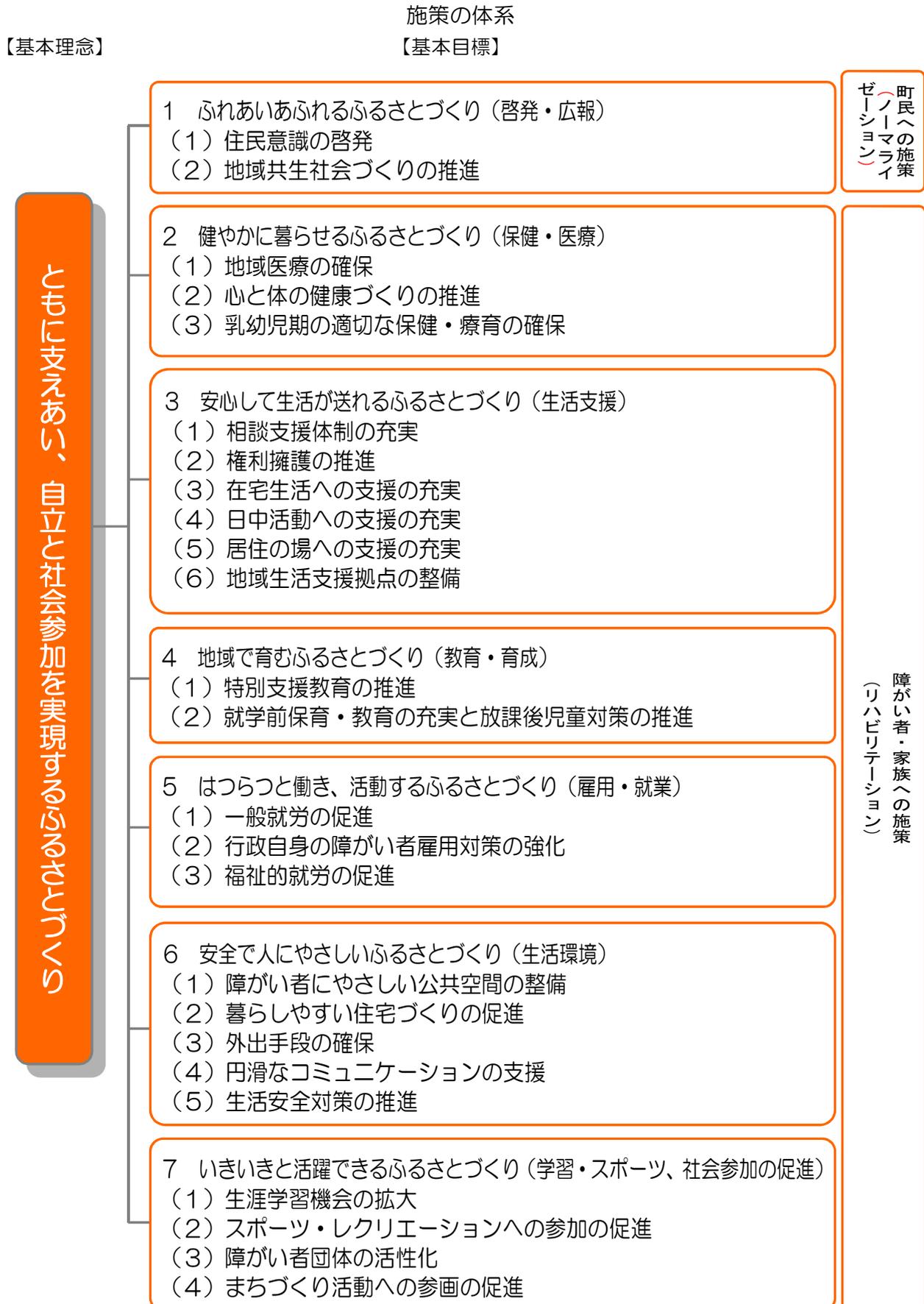
(5) 各団体の横の連携を深めていきたい

◇他団体との横の連携を進めていきたい。

◇各会の情報交流は大事だと思う。

施策の体系

7つの基本目標をめざし、25の基本施策を進めます。



第7次障がい者基本計画のポイント

(1) 住民意識の啓発

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されました。「合理的配慮の提供」については、行政機関においては法的義務がある一方、民間事業者においても努力義務による自主的な取り組みが促されています。

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」をわかりやすく啓発し、障がいを理由とする差別のない地域づくりを進めます。

障害者差別解消法の主要事項

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

資料：内閣府リーフレット「障害者差別解消法が制定されました」

(2) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

令和2年10月に開設した、雄武町母子健康包括支援センター「ぷちさぼ」を拠点に、児童発達支援センター「西紋こども発達支援センター」など関係機関とも連携しながら、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。

発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある方については、児童発達支援など、各種療育施設・事業の利用を促進していきます。



(3) 相談支援体制の充実

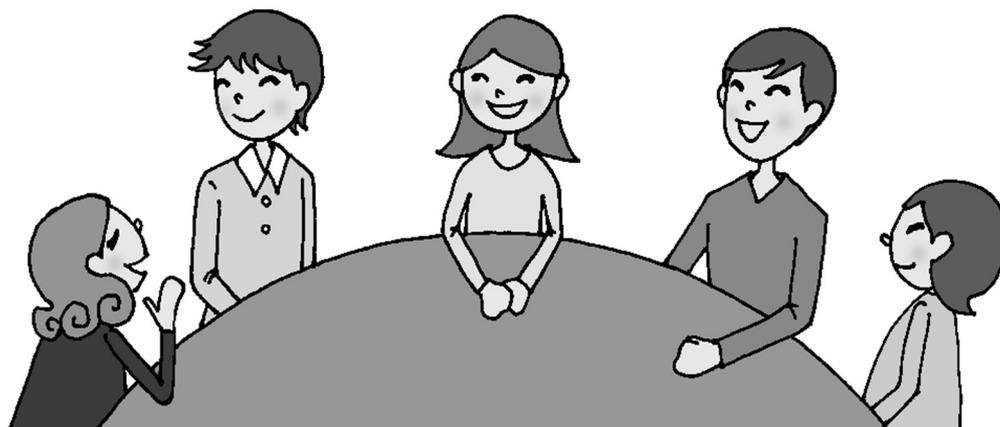
本町では、平成 27 年度から地域包括支援センター内に雄武町自立相談支援事業所を設置し、相談支援専門員による障がい者への相談を行っています。

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるよう、また、潜在的な福祉ニーズの発見につながるよう、雄武町自立相談支援事業所を中心に、庁内各課や社会福祉協議会、その他広域、全道の関係機関と連携し、包括的な相談支援を進めます。

(4) 日中活動への支援の充実

日中活動の場は、障がい者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。

障がい者が集い、就業や訓練、作業等を日常的に行える場として、令和 3 年度中に、町内に地域活動支援センターの開設をめざします。



(5) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

認定こども園若草保育所の幼児教育・保育や児童センターでの放課後児童クラブにおいては、可能な限り、障がいや発達上の課題のある児童を受け入れ、障がいのある子もいない子もともに地域で育てる環境づくりに努めています。

これらの施設では、障がいや発達上の課題のある児童へのきめ細かな対応を図るため、保育士、放課後児童指導員などの体制充実に努めます。職員や保護者が子どもたち一人ひとりの状況に応じて適切に関われるよう、児童相談所や道教育局による巡回相談での助言・指導を活かした教育・保育を進めます。

また、放課後や土日、長期休み期間等における障がい児等の療育・保育について、町内に開設予定の地域活動支援センターでの事業実施を検討していきます。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画のポイント

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、令和3～5年度の福祉サービスの利用見込みを以下のとおり掲げます。これらは、雄武町出身で町外の障がい者支援施設に入所している障がい者の利用も含んでいます。

主な福祉サービスの利用見込み

第6期障がい福祉計画

サービス名		単位	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
①訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数(人)	2	2	2
		利用時間数(時間/月)	21	21	21
②日中活動系サービス (地域生活支援事業を含む)	生活介護	利用者数(人)	22	22	22
		利用量(人日/月)	484	484	484
	就労継続支援B型	利用者数(人)	11	11	11
		利用量(人日/月)	242	242	242
	療養介護	利用者数(人)	1	1	1
	短期入所	利用者数(人)	2	2	2
利用量(人日/月)		14	14	14	
地域活動支援センター	実利用者数(人)	4	7	7	
③居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人)	17	17	17
	施設入所支援	利用者数(人)	16	16	16
④相談支援	計画相談支援	実利用者数(人)	40	40	40

第2期障がい児福祉計画

サービス名		単位	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
①障がい児通所支援	児童発達支援事業	利用者数(人)	4	4	4
		利用量(人日/月)	12	12	12
	放課後等デイサービス	利用者数(人)	6	6	6
		利用量(人日/月)	10	10	10
②障がい児相談支援	利用者数(人)	9	9	9	



海・山・人 ひびきあう町

第7次雄武町障がい者計画

第7次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

【ダイジェスト版】

雄武町保健福祉課